

入し、次の方法で送付すること。(様式は問わない)

なお、電話や口頭による意見の提出は受け付けない。

- (1) 電子メールの場合 「ご意見送付フォーム」
 (2) ファックスの場合 FAX:096-384-6121 熊本県土木部道路建設課
 (3) 郵送の場合 〒 862-8570 熊本県土木部道路建設課

5 意見の取扱い

提出された意見については、後日、県の考え方を示し、県庁ホームページなどで公表する。その際、住所、氏名、電話番号などの個人情報を除き、意見の内容を公開する。
 なお、意見への個別の回答はしない。

6 問い合わせ先

熊本県土木部道路建設課
 〒 862-8570 (県庁専用番号) 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-383-1111 内線 6098、6099

熊本県公告第 561 号

肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の 氏名または 名称及び住所	更新した 年月日
熊本県肥 第 1297 号	生石灰	80.0 生石灰	アルカリ分 : 80.0	該当なし	中尾勝弘 熊本県玉名郡玉 東町木葉 799 の 5	平成 14 年 6 月 11 日
熊本県肥 第 1084 号	炭酸カルシ ウム肥料	6.0 炭酸苦 土石灰 2 号	アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 6.0	普通肥料の公定規 格中炭酸カルシウ ム肥料の「その他 の制限事項」のと おり	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園 9 番地の 14	平成 14 年 6 月 13 日
熊本県肥 第 1298 号	炭酸カルシ ウム肥料	18.0 粒状炭 酸苦土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 18.0	公定規格のとおり	株式会社 飯田 工業所 熊本県八代市本 町四丁目 3 番 15	平成 14 年 6 月 25 日
熊本県肥 第 1087 号	炭酸カルシ ウム肥料	20.0 炭酸苦 土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 20.0	普通肥料の公定規 格中炭酸カルシウ ム肥料の「その他 の制限事項」の とおり	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園 9 番地の 14	平成 14 年 6 月 27 日

熊本県公告第 562 号

肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の 氏名または 名称及び住所	更新した 年月日
熊本県肥 第 1189 号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	その他の制限事項 は公定規格のと おり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町四丁目 78 番地	平成 14 年 7 月 3 日
熊本県肥 第 1259 号	混合石灰肥 料	果樹園芸用 混合石灰肥 料	アルカリ 分 : 50.0 可溶性苦土 : 9.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町四丁目 78 番地	平成 14 年 7 月 8 日
熊本県肥 第 1340 号	肉骨粉	6.0 粗碎肉 骨粉	全窒素量 : 6.0 りん酸全量 : 18.5	該当なし	株式会社熊本蛋 白ミール公社 熊本県菊池郡七 城町大字林原 70 番地	平成 14 年 7 月 10 日
熊本県肥 第 1341 号	肉骨粉	8.5 肉骨粉	全窒素量 : 8.5 りん酸全量 : 10.5	該当なし	株式会社熊本蛋 白ミール公社 熊本県菊池郡七 城町大字林原 70 番地	平成 14 年 7 月 10 日

熊本県公告第 563 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更した事項	更新した 年月日
熊本県肥第 1190 号	炭酸カルシ ウム肥料	6.0 炭酸苦 土石灰 2 号	有限会社 金橋物産 熊本県水俣市汐見町一 丁目 4-22	住所 (新) 熊本県水俣市袋字 長尾 2208 番地 2 (旧) 熊本県水俣市汐見 町一丁目 4-22	平成 14 年 6 月 21 日
熊本県肥第 1277 号	炭酸カルシ ウム肥料	10.0 炭酸苦 土石灰 2 号	有限会社 金橋物産 熊本県水俣市汐見町一 丁目 4-22	住所 (新) 熊本県水俣市袋字 長尾 2208 番地 2 (旧) 熊本県水俣市汐見 町一丁目 4-22	平成 14 年 6 月 21 日

熊本県公告第 564 号

豊野町ほか 9 町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のように公告する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
豊野町	平成 12 年度及び平成 13 年度	大字糸石の一部	地籍図 地籍簿	平成 14 年 7 月 3 日
波野村	平成 11 年度から平成 13 年度まで	大字中江の一部		
高森町	平成 12 年度及び平成 13 年度	大字津留の一部		
益城町	平成 12 年度及び平成 13 年度	大字杉堂の一部		
甲佐町	平成 12 年度及び平成 13 年度	大字上早川、早川の各一部		
清和村	平成 12 年度及び平成 13 年度	大字大平の一部		
坂本村	平成 11 年度から平成 13 年度	大字深水ろの全部、深水いの一部		
千丁町	平成 13 年度	大字古閑出の一部		
竜北町	平成 13 年度	大字若洲の一部		
深田村	平成 12 年度及び平成 13 年度	深田村の一部		

熊本県公告第 565 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、相良村長矢上雅義から四浦地区（大谷工区）の換地処分をした旨の届出があった。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 155 号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

1 採捕禁止区域

右岸菊池郡七城町、左岸菊池市清水橋上流端から下流菰入りぜき上流端までの区域。ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 31 条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。

2 指示の有効期間

平成 14 年 8 月 7 日から平成 16 年 8 月 6 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 156 号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、次の表に定める区域及び期間内において水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

1 採捕禁止区域

河川名	区 域	期 間
菊池川	右岸玉名市月田、左岸玉名郡菊水町白石ぜき上流端から上流へ 120 メートル、同ぜき上流端から下流へ 200 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 31 条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。

2 指示の有効期間

平成 14 年 8 月 7 日から平成 16 年 8 月 6 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 157 号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川水系の岩野川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は除く。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

1 採捕禁止区域

- (1) 菊池郡鹿北町大字椎持地内麻生橋上流端から下流へ 800 メートルまでの区域。
- (2) 鹿本郡鹿北町大字椎持地内板曲橋上流端から上流へ 50 メートル、同橋上流端から下流へ 250 メートルまでの区域。

2 指示の有効期間

平成 14 年 8 月 7 日から平成 16 年 8 月 6 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 158 号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川水系の鴨川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は除く。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

1 採捕禁止区域

菊池郡七城町大字菰入地内鴨川新古閑橋下流端から下流菰入水門上流端までの区域。

2 指示の有効期間

平成 14 年 8 月 7 日から平成 16 年 8 月 6 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 159 号

昭和 42 年 4 月 20 日付け熊本県内水面漁場管理委員会指示第 5 号（球磨川水系前川堰での水産動物の採捕禁止）を廃止する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 160 号

昭和 42 年 4 月 20 日付け熊本県内水面漁場管理委員会指示第 7 号（氷川芝口堰での水産動物の採捕禁止）を廃止する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 42 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の任用に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のとおり改める。

別表第 2

学芸員	作業療法士
保育士	言語聴覚士
児童自立支援専門員及び児童生活支援員	臨床検査技師
医師	看護師
歯科医師	船長
歯科衛生士	機関長
診療放射線技師	機関士
診療あん摩・マッサージ・指圧師	航海士
術科指導員	無線従事者
鑑識技師	職業訓練指導員
航空操縦士	速記
航空整備士	通訳
理学療法士	
法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者をもって充てる職（以下「技能労務 職」という。）	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 41 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表一部事務組合の表中東天草衛生施設組合の項を削る。

附 則
この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。